

1

令和5年第1回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案

令和5年1月30日

議 事 日 程

令和5年1月30日(月曜日)

午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1 号 東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保
奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託に関する規約を定めるについて・ 1
- 第 4 議第 2 号 東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて・・・ 4
- 第 5 議第 3 号 東濃西部広域行政事務組合職員の再任用に関する条例を廃止するにつ
いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第 6 議第 4 号 東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する
条例を制定するについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第 7 議第 5 号 東濃西部広域行政事務組合死者の情報の開示に関する条例を制定する
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 第 8 議第 6 号 東濃西部看護師等確保修学資金の返還免除に関する条例を制定するに
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7

(議第7号から議第12号は別冊3号)

- 第 9 議第 7 号 令和4年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算 (第1号)
- 第 10 議第 8 号 令和4年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算 (第1号)
- 第 11 議第 9 号 令和4年度東濃看護専門学校事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第 12 議第 10 号 令和4年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第 13 議第 11 号 令和4年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第 14 議第 12 号 令和4年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計補正予算 (第1号)

(議第13号から議第19号は別冊4号)

- 第 15 議第 13 号 令和5年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算
- 第 16 議第 14 号 令和5年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算

- 第 17 議第 15 号 令和5年度東濃看護専門学校事業特別会計予算
- 第 18 議第 16 号 令和5年度東濃西部少年センター事業特別会計予算
- 第 19 議第 17 号 令和5年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算
- 第 20 議第 18 号 令和5年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算
- 第 21 議第 19 号 令和5年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算
- 第 22 発議第1 号 東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定するについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

議第1号

東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託に関する規約を定めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託に関する規約を定める協議について、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

令和5年1月30日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託に関する規約

（事務の委託）

第1条 東濃中部病院事務組合（以下「病院組合」という。）は、瑞浪市及び土岐市内の医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関における医師の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第252条の14第1項の規定に基づき、次条に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を東濃西部広域行政事務組合（以下「広域組合」という。）に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 委託事務は、医師確保奨学資金等（以下「奨学資金等」という。）の貸付対象者、貸付額、貸付けの方法、償還免除の決定その他奨学資金等の貸付等に関する事務とする。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、広域組合の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)に定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、病院組合の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付時期は、病院組合管理者と広域組合管理者とが協議して定める。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する奨学資金等の返還金、延滞利息等は、広域組合の収入とする。

(予算の執行等)

第6条 広域組合管理者は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、広域組合の歳入歳出予算において、分別して計上するものとする。

(経費の精算)

第7条 広域組合管理者は、委託事務を終了した場合は、病院組合管理者と協議して定める金額を病院組合に返還するものとする。

(経費の繰越使用)

第8条 広域組合管理者は、各年度においてその委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、広域組合管理者は繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに病院組合管理者に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第9条 広域組合管理者は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を病院組合管理者に通知するものとする。

(連絡会議)

第10条 病院組合管理者と広域組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第11条 委託事務の管理及び執行について適用される広域組合の条例等を新たに制定し、一部を改正し、又は廃止した場合は、広域組合管理者は、直ちにこれを病院組合管理者に通知しなければならない。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、病院組合管理者と広域組合管理者が協議して定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議第2号

東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合分担金条例（平成11年組合条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年1月30日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合分担金条例（平成11年組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中東濃西部看護師修学資金貸付事業負担金の項の次に次のように加える。

東濃西部看護師等確保修学資金貸付事業負担金	多治見市医師会准看護学校在校生及び卒業生が利用した貸付に係る負担金	多治見市の負担とする。
	土岐医師会准看護学校在校生及び卒業生が利用した貸付に係る負担金	人口割（瑞浪市及び土岐市に限る。）

	上記の両准看護学校の卒業生ではない准看護師が利用した貸付に係る負担金	東濃西部看護師等確保修学資金の被貸付者が、当該修学資金の貸付けの申請時において居住していた市の負担とする。
--	------------------------------------	---

第2条の表少年センター運営費負担金の項中

「

人口割	100分の100
-----	----------

」を

「

人口割

」に改め、同表東濃地域医師確保奨学

資金等貸付事業負担金の部貸付負担金の項中「及び恵那市」を「、恵那市及び東濃中部病院事務組合」に改め、同部事務負担金の項中

「

均等割	100分の100
-----	----------

」を

「

均等割

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第 3 号

東濃西部広域行政事務組合職員の再任用に関する条例を廃止するについて

東濃西部広域行政事務組合職員の再任用に関する条例（平成13年組合条例第2号）を次のように廃止するものとする。

令和5年1月30日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例

東濃西部広域行政事務組合職員の再任用に関する条例（平成13年組合条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第4号

東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例を制定するについて

東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年1月30日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第108条に基づき、東濃西部広域行政事務組合（以下「広域組合」という。）の機関（議会を除く。）に対する同法第76条の規定による開示請求について、必要な事項を定めるものとする。

(開示決定等の期限)

第2条 法第83条第1項の規定にかかわらず、同項中「30日」とあるのは「14日」とする。

(開示決定等の期限の特例)

第3条 法第84条の規定にかかわらず、同条中「60日」とあるのは「44日」とする。

(手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

2 写しの交付による開示に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例(平成17年条例第4号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定の施行の日前に旧条例第16条第1項、第23条、第24条若しくは第25条又は第16条第2項、第3項及び第4項並びに第26条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の開示、訂正、削除及び中止については、なお従前の例による。

第4条 次に掲げる者に係る旧条例第13条及び第15条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 附則第2条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は附則第2条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 附則第2条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報に係る業務の委託を受けていたもの又はその業務に従事していた者

2 前項第1号に掲げる者に係る旧条例9条第1項及び第2項に規定する旧個人情報の目的外利用又は外部提供を行ってはならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。

第5条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第41条に規定する個人情報ファイル(その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。)を附則第2条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前条第1項第2号に掲げる者

- 2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- 4 前3項の規定は、広域組合を構成する地方公共団体の区域外においてこれらの項の罪を犯した者に対しても適用する。
- 5 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(東濃西部広域行政事務組合情報公開条例の一部改正)

第6条 東濃西部広域行政事務組合情報公開条例(平成15年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「であって」の次に「、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして」を加える。

第6条第2項ただし書を削り、同項第1号中「及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」を削り、「が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」を「を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

第6条第2項第1号ウ中「、氏名」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(1)の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に

規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第6条第2項第2号中「公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの」を「次に掲げるもの。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。

第6条第2項第2号に次のように加える。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第6条第2項第3号中「犯罪の捜査」を「鎮圧又は捜査」に、「明らかなもの」を「ある情報」に改め、同項第4号中「又は自由な意思決定に著しい支障が生じることが明らかな」を「若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」に改め、同項第5号中「著しい」を削り、「明らかな」を「ある」に改め、同号ウを同号オとし、同号にエとして次のように加える。

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

第6条第2項第5号イを同号ウとし、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

第6条第2項第5号に次のように加える。

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第7条の次に次の1条を加える。

(公益上の理由による裁量的公開)

第7条の2 実施機関は、公文書に第6条の規定により公開しないことができる情報(第6条第2項第1号の2に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる。

(東濃西部広域行政事務組合情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 前条の規定による改正後の東濃西部広域行政事務組合情報公開条例第2条、第6条及び第7条の2の規定は、前条の規定の施行の日以後に東濃西部広域行政事務組合情報公開条例第9条の規定によりされた公開請求について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

(東濃西部広域行政事務組合手数料条例の一部改正)

第8条 東濃西部広域行政事務組合手数料条例(平成14年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表4の項の次に次のように加える。

5	個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。この項及び次項において「法」という。)第119条第3項の規定により納めなければならない手数料	1件につき	21,000円に次の各号に掲げる額の合計額を加算した額 (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円 (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
6	法第119条第4項の規定により納めなければならない手数料	1件につき	次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿

			<p>名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額</p> <p>(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者</p> <p>12,600円</p>
--	--	--	---

議第5号

東濃西部広域行政事務組合死者の情報の開示に関する条例を制定するについて

東濃西部広域行政事務組合死者の情報の開示に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年1月30日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合死者の情報の開示に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、死者の情報の開示について特別の措置を講じることにより、死者に関して有する財産並びに権利及び義務（以下「財産等」という。）の効果的な探索を可能とし、もって多治見市、瑞浪市及び土岐市の住民（以下「圏域住民」という。）生活の安定に資することを目的とする。

(情報公開条例との関係)

第2条 東濃西部広域行政事務組合情報公開条例（平成15年組合条例第1号。以下「情報公開条例」という。）の規定がこの条例の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、この条例の規定が優先する。

(定義)

第3条 この条例において、「死者情報」とは情報公開条例第6号第2項第1号に規定する個人に関する情報であって、当該個人が生存していないものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、情報公開条例の例による。

(実施機関の責務)

第4条 実施機関は、死者情報がみだりに開示されることのないように最大限の配慮

をしなければならない。

(利用者の責務)

第5条 この条例により死者情報の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適切に使用しなければならない。

(開示することができる死者情報)

第6条 実施機関は、次の各号に掲げる者から請求があったときは、当該各号に定める死者情報を開示することができる。

(1) 死者を被相続人とする民法(明治29年法律第89号)第5編第2章に定める相続人(廃除された者を含み、放棄された者を除く。)

ア 当該死者から相続する財産等に関する情報(探索及び特定に必要な情報を含む。以下この項において同じ。)

イ 不法行為による損害賠償請求権であって当該死者の死に起因するものに関する情報

(2) 遺言により当該死者から財産等の遺贈を受けた者 当該死者から遺贈を受けた財産等に関する情報

(3) 契約により当該死者に対し債権を有するもの又は債務を負うもの 当該死者に対し有する債権又は債務に関する情報

(4) 死者が成年に達していなかった場合における当該死者の親権者及び未成年後見人 不法行為による損害賠償請求権であって当該死者の死に起因するものに関する情報

(5) 死者の死亡の際、当該死者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び主に当該死者の収入により生計を営んでいた者 不法行為による損害賠償請求権であって当該死者に起因するものに関する情報

(6) 他の実施機関並びに国及び他の地方公共団体

ア 事務及び事業の執行上必要な情報

イ 当該死者の名誉に資する情報

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、請求の対象となっている死者情報が情報公開条例第6条第2項各号のいずれかに該当するとき(同項第1号については同号中「個人」を「請求の対象となっている死者以外の個人」と読み替えて適用したときに該当する場合に限る。)は、当該死者情報の全部又は一部について開示しない

ことができる。

(死者情報の部分開示)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定により開示することができる情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合は、これを可能な限り区分し、前条第2項に規定する情報が記録されている部分を除いて、死者情報を開示しなければならない。

(死者情報の存否に関する情報)

第8条 実施機関は、開示請求に係る死者情報が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合は、当該死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手続)

第9条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 請求しようとする死者情報を特定するために必要な事項
- (3) 死者情報の開示の方法
- (4) その他実施機関が定める事項

2 前項に規定する請求書の提出に当たっては、請求者と死者との関係その他の当該請求が第6条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付しなければならない。

(開示の決定)

第10条 実施機関は、開示請求に係る死者情報の全部を開示するときは、開示する旨の決定をし、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

2 実施機関は、第7条の規定により、開示請求に係る死者情報の一部を開示するときは、部分開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る死者情報の全部を開示しないとき（第8条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る死者情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により速

やかに通知しなければならない。

- 4 前2項の規定による決定をしたときは、前2項に規定する書面に、その理由を記さなければならない。
- 5 第1項から第3項までの決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった翌日から起算して14日以内にしなければならない。
- 6 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して28日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに書面により延長する理由及び期間を開示請求者に通知しなければならない。
- 7 実施機関は、第1項から第3項までの決定をする場合において、当該決定に係る公文書に当該実施機関以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、あらかじめ当該第三者に対しその旨を書面により通知し、意見を聴くことができる。

（開示の方法）

第11条 実施機関は、死者情報の開示をする旨の決定をしたときは、文書、図面又は写真（第3項及び次条第2項において「文書等」という。）については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴に供することにより、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により、速やかに、開示請求者に対し当該死者情報の開示をしなければならない。

- 2 死者情報の開示は、実施機関が前条第1項から第3項までに規定する通知書で指定する日時及び場所において行う。
- 3 実施機関は、死者情報の開示にあたり、文書等の閲覧をさせることにより、当該文書等が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、死者情報の部分開示をするとき、その他相当の理由があるときは、当該文書等の写しにより死者情報の開示をすることができる。

（費用負担）

第12条 死者情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 死者情報の開示にあたり、文書等の写しの交付を行う場合における当該文書等の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

（他の制度との調整等）

第 13 条 実施機関は、他の法令等の規定による開示については、この条例を適用しないものとする。

(不服申立てがあった場合の手続)

第 14 条 実施機関は、死者情報の開示の請求について実施機関が行った決定に関し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、同法第 43 条第 1 項各号に掲げる場合を除き、速やかに東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(調査権限)

第 15 条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときには、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認められるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る死者情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第 6 号

東濃西部看護師等確保修学資金の返還免除に関する条例を制定するについて

東濃西部看護師等確保修学資金の返還免除に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 月 30 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古 川 雅 典

東濃西部看護師等確保修学資金の返還免除に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、多治見市医師会准看護学校若しくは土岐医師会准看護学校（以下「両准看護学校」という。）の在校生若しくは卒業生又は多治見市、瑞浪市及び土岐市の区域（以下「圏域」という。）内に在住する准看護師の資格を有する者で、将来、圏域内において准看護師及び看護師（以下「看護師等」という。）の業務に従事しようとするものに対して、東濃西部広域行政事務組合が修学のために貸し付けた資金（以下「修学資金」という。）の返還の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「病院等」とは、次のいずれかに該当する場所、施設又は事業所をいう。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 8 条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (3) 介護保険法第 8 条第28項に規定する介護老人保健施設

- (4) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (5) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (6) 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護事業を行う事業所
(返還免除)

第3条 管理者は、修学資金の貸付けを受けた者が、当該修学資金の貸付けの条件である看護師等として、圏域内の病院等において業務に従事したときは、規則で定めるところにより、修学資金の返還債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

2 管理者は、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により看護師等の業務に従事することができなくなったときは、規則で定めるところにより、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

発議第1号

東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定するについて

東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年1月30日提出

提出者 熊谷 隆男

賛成者 石田 浩司

東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第51条）
- 第6章 罰則（第52条—第56条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、東濃西部広域行政事務組合議会（以下「議会」という。）にお

ける個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議会が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議会が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、東濃西部広域行政事務組合情報公開条例（平成15年組合条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法

により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をい

う。以下この条及び第52条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議会の定めるものが生じたときは、本人に対し、議会の定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 管理者若しくは監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保

有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に

		規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議会が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議会が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、議会の定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議会が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- （1） 個人情報ファイルの名称
- （2） 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- （3） 個人情報ファイルの利用目的
- （4） 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」とい

う。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与その他の給付若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議会が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議会が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議会が定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議会が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる

情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。た

だし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議会が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面に

より通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議会が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議会が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議会が定めると

ころにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議会が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議会が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議会は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議会が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示決定に係る文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2）開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2）訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特

定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議会が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下この章において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、

同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思量するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議会が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下この章において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合にお

いて、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を
書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定
にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、
議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項
を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長
がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しな
い。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは
利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年
法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは
利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号の
いずれかに該当する場合を除き、東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保
護審査会条例（平成17年組合条例第5号）第1条に規定する審査会（以下この条及
び第50条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部
を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出
されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正
をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用

停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(委任)

第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議会が定める。

第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 前3条の規定は、東濃西部広域行政事務組合を構成する地方公共団体の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。